

黒鳥一番組の 稲作実践集団活動内容

昭和四十四年度より実施されている「新潟米」生産推進運動の一環として稲作実践集団が設置され「良質米」生産、商品価値の高い米作り、生産性向上等を目標にして活動を行なってきた優良集団の一つとして西浦原代表に黒鳥一番組稲作実践集団が選ばれ、去る二月十三日弥彦村において実績発表会が開催され、本間嘉氏が次のとおり発表したので紹介いたします。(原文のまま)

年度	黒鳥一番組	稲作実践集団					黒鳥一番組	黒鳥一番組
		1等	2等	3等	4等	5等		
44	44	70.6	23.8	20.2	3.8	10.4	1.9	68.4
45	45	71.4	20.0	15.3	9.4	6.6	6.9	68.9
44	44	1,496.6	475.2	374.6	88.5	94.0	1,299.8	86.9
45	45	1,461.5	435.1	224.0	195.1	49.3	1,282.7	87.4

私共の集団は昭和四十四年度に新潟米生産稲作実践集団の指定を受け、四十五年度に集団的生産組織の指定を受け過去二ヶ年間集団活動を実施してきました。黒鳥村の北西部に位置し大字黒鳥部落内に五つの農家組合が組織されその一つとして農家数四十戸、水田経営面積二・五ヘクタール、普通畑四・六ヘクタール、一戸当り平均経営面積一・九ヘクタール黒鳥村の一戸当り平均面積一・八ヘクタールとほぼ同様の規模でこのうち専業農家八戸、第一種兼業二十戸、第二種兼業十二戸という水田単作特有の部落であります。従って農業収入の九十%以上が米で占めており米に対する生産意欲及び依存度が非常に強く、集団の実践にあたっては強い関心をもちました運営も慎重に行なってきました。

集団の組織構成としては農家組合長を黒鳥組合長に選任し、企画部に運営・庶務係、技術部に栽培管理・水管理・防除係、調査部に生育調査・試験田調査係をそれぞれ置き六人の役員を中心として活動に当たってきました。

先づ第一年目事業として水田の地力等級を上中下田に区分し土壌調査を約五十アールに一点の割合で百五十点実施いたしました。稲作技術については集団農家が話し合いによる栽培を行ない農家間の技術差解消に努めてまいりました。

また品種統一と良質米生産に重点を置き原奨品種の作付率向上を全員から認識をしていただき、その結果第一年度(四十四年度)に奨励品種作付率九十六・九%まで引き上げ村平均八十六・九%より十%上回る成果を上げましたが、品質については四十四年は気象条件の関係や生肥乾燥調整の普及が殆んどのため上位等級米は全体で二十六・四%にとどまり、十アール当り平均収量も五百二十三キログラムにとどまり期待どおりに進まず慎重調査等にとりまとめ検討会にはおほ、いに反省させられた年でありました。

しかし各種の調査結果等を基礎とした稲作指針作成にあたってはこれらの苦い経験を十分とり入れ作成し、第二年度事業にとり組みました。第二年度事業では一応土性図や地力等級区分もできていますことを参考とし栽培指針にもついて稲作設計にかかりました。

四十五年からはじめて作付するコシホマレの栽培については特に品種特性の把握を全員で研修し不評といわれる日本海の駆逐に努めたがコシホマレの種子が絶対量不足していることなどから農家の希望どおりの面積は確保できないことが実情でありました。(図表参照)

集団での協定作業は水管理、上中下田における施肥基準、田植、防除の各作業で苗代防除は重点技術改善対策としてとり上げ健苗育成と今後は共同苗代、共同田植の足がかりとして共同防除を実施しました。

今年の稲作栽培技術対策としては土作について生わら焼却の廃止をとり上げ極力水田還元を指導し適期刈取、脱穀調整の改善をはか

り良質米生産地として良質品種の統一による大量生産、良質米出荷を徹底させるよう集団農家の認識を深めるよう活動しました。

その結果集団内平均収量は昨年を十アール当り二十七キログラムも上回る五百五十五キログラムの成績を上げ、上位等級米も昨年に比べ十二%上昇し全体で三十八・八%、目標収量六百キログラムにかなり近い実績があった。

上位等級米目標六十%には及ぶことはできませんでしたが、黒鳥村平均より上廻り八月下旬から九月月上旬の異常気象を考慮に入れた場合また収穫期の機械化の進展などで止むを得ない結果であったと考えています。

現在 私共の集団内で各農家が所有している主要機械は中型トラクターで個人、共有合せて十五台と自脱型コンバイン個人所有で七台あり乾燥機通風型循環式三十五台で乾燥機については一ヘクタール以上の農家は全部所有している状況で、今後これらの農機具を生産性向上と経営の合理化にいかし結ぶつけるのが最大の焦点であり、数戸単位の共同作業体制を部分的にでも推進しなければならぬ時期にきているので、今後の方向としてこれらを十分検討し段階的にすすめていきたいと考えています。

●税金は納めましたか
村税の納税について平素格別なるご協力を賜り深くお礼申し上げます。三月は地方公共団体の年度末で四月から新年度になります。税金を未納にしておくと滞納処分を受けることになりますので未納の納税については是非三月十五日までに完納下さるようお願い申し上げます。

●バイク、軽自動車
バイク及び軽自動車等の賦課期日は四月一日現在の所有者に課税することになります。それでバイク及び軽自動車を廃車した場合はナンバーを取りはづしてバイクについては役場事務課に軽自動車については陸運事務所に三月三十一日まで印鑑をもって返納して下さい。

●村税の口座振替
納税制度について
村県民税、固定資産税、軽自動車税、国民年金、国民健康保険税の納税は口座振替納税制度をおすすめいたします。

●四十六年度農耕用軽油
免稅使用資格を交付します。
二月十五・十六・十七日に農耕用トラクター軽油の免稅申請を提出した方は、三月二十六日に免稅使用者証を交付しますから、印鑑持参の上役場事務課までおい下さい。

なお、この日來れない方は直接巻財務事務所へ

出たい人より出したい人を 明らかに正しい選挙標語

万一あなたが 交通事故にあつたら

交通災害共済に 家族そろって 加入しましょう。

交通量の増加に伴ない痛ましい交通事故が年ごとに多くなつていります。「不幸な交通事故にあつた方へ、会員相互の助け合いによって見舞金を」と役場では、ご家族みなさんがそろって加入されるようおすすしめします。いま加入され終りになりまますので、新年度も引き続き加入されるようお願い致します。

黒埼村に住んでる方で、年齢に制限なく加入できます。



Xが事故発生地

掛金(会費)は
1人 年額 350円
(途中加入も同額です)

見舞金は
(1)死亡したとき.....50万円
(2)ケガをしたとき.....10万円
●全治3ヶ月以上.....5万円
●全治1ヶ月以上.....2万円
●全治1週間以上.....5千円

共済期間は
毎年4月1日から翌年3月31日までです。

加入の手続について
各部派連絡員又は役場総務課交通係へお申込み下さい。

悲しい記録 早くも交通死2人

どこまでふえ続けるのか。一月四日午後五時三十分頃、二月十五日午後五時十五分頃、本村で早くも二人の尊い生命が失われた。いずれも国道8号線山田地内(写真)で発生したものです。県内は例年になく少雪だったため、逆にこれが災いのか交通事故は件数死者、けが人とも本村ではこれまでの最高を示した。二月十五日現在の交通事故は二十八件(昨年十三件)、死者二人(同〇人)、傷

者十六人(同九人)で、これまでの最高だった昨年をそれぞれ大幅にオーバーした。このうち、三件が飲酒運転による事故であります。飲酒運転の罰則は昨年八月より引き上げられました。飲酒運転を減らすには、ドライバー一人一人の自覚によるなければ飲酒運転は防止できません。どうも家庭内から、一件の事故も起こさないよう家族ぐるみで事故防止に努めましょう。

既存の権利届出は
済みましたか

一、左記の方は昭和四十六年五月十五日までに役場建設課工課へ届出下さい。

○昭和四十五年十一月十五日以前に市街地調整区域内に自分が住む住宅、自分の業務のための工場、商店などを建てる目的で農地法第四・五条の転用許可を受けた方。

○既存の権利届出書を届出た方(昭和五十五年十一月十五日以前)は十一月十六日から五年以内におこなう建物の建築に限り農地の許可が受けられます。

○農地以外の借地権をもっている方。農地法第四・五条の転用許可を受けている方で、まだ既存の権利届出書を届け出していない方は期日を忘れずに早めに届け出下さい。

○既存の権利届出をしないと残念ながら家や工場を建てることできません。

○「既存の権利届出書」の用紙は役場建設課工課にあります。

なお、届出の際、農地転用許可書の写二部と印鑑をご持参下さい。

国民年金
所得比例制加入の進め

昭和四十五年十月一日より国民年金の中に所得比例制(加算年金)制度が取り入れられました。

この制度は今までより余分に保険料を納めてその分だけ多く年金を受けたいという希望者が多いことから新しく設けられた制度です。

所得比例制(加算年金)のしくみは定額保険料の月額四五〇円の他に月額三五〇円の所得比例保険料を納めていただく、納めた年数に応じて多く年金が受けられます。

加入資格は任意制度で国民年金の被保険者であれば誰でもこの年金に加入できます。ただし農業者年金の加入資格は農業者年金の資格を得ることができないことになっていきますので念のため申し添えておきます。

なお、五十年加入者、所得のない者及び法律又は申請により保険料の免除者はこの所得比例制には加入できません。

加入手続は役場厚生課年金係で受付けています。以上詳細については役場厚生課へお問い合わせ下さい。

県青少年健全育成研究発表大会終る

県青少年総合対策本部では、去る二月十六・十七日の両日にわたって、県民会館小ホールで第五回県青少年総合対策研究発表大会が開催された。県青少年総合対策本部、互知事代理、君副知事の開会のあいさつにつづいて、第一日午後一時から青少年健全育成(生きがいの目標)推進指定村の行政、教育の関係者が我が村の対策、推進実践について発表が行なわれました。

その中で本村の清水村長は、黒埼村における青少年総合対策の推進について、「青少年に正しい情熱の焦点をつくらせ、正しい生きがいの目標をもつよう働きかけよう」という中心目標に向って行政、学校との横の連絡をとり、関係機関団体と連絡、調整をしながら、家庭、地域、社会での育成のための組織を作り、村ぐるみで「人づくりに力を入れ、地域ぐるみの実践運動にのり出している」と

発表された。この外に大野小学校からは内山教頭が「学校における対策の実践」行政関係からは保健衛生課の神原課長が「幼児教育の重要性」についてそれぞれ発表を行ない、関係者から方米の称賛を得た。



発表する清水村長